

ドイツとオーストリア，特許審査ハイウェイ試行開始

2014年6月3日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ特許商標庁（DPMA）及びオーストリア特許庁（APO）は，両庁間で特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）の試行プログラムを開始することに合意した旨，それぞれ5月27日及び28日にプレスリリースを行った。

両庁のプレスリリースによれば，本試行プログラムは6月1日から利用可能。また，DPMAのプレスリリースによれば，試行期間は2年間であり，両庁の合意に基づいて延長され得る。

DPMA にとっての PPH 合意は，日本国特許庁（JPO），米国特許商標庁（USPTO），韓国知的財産庁（KIPO），カナダ知的財産庁（CIPO），中国国家知識産権局（SIPO），英国知的財産権庁（UKIPO），フィンランド特許庁（NBPR）に続いて8番目。

APO にとっての PPH 合意は，JPO，ハンガリー特許庁（HPO），NBPR，USPTO，SIPO，KIPO に続いて7番目。

— DPMA によるプレスリリース（ドイツ語）は，以下参照 —

[Deutsches Patent- und Markenamt vereinbart mit dem Österreichischen Patentamt \(ÖPA\) ein Pilotprojekt zum Patent Prosecution Highway](#)

— DPMA が公表した DPMA・APO 間の本試行プログラムの手続ガイドライン（英語）は，以下参照 —

[Procedures to File a Request to the DPMA for Participation in the Patent Prosecution Highway Pilot Programme between the DPMA and ÖPA \(PDF\)](#)

— APO によるプレスリリース（ドイツ語）は，以下参照 —

[Ausdehnung des Patent-Highways nach Deutschland](#)

（以上）